

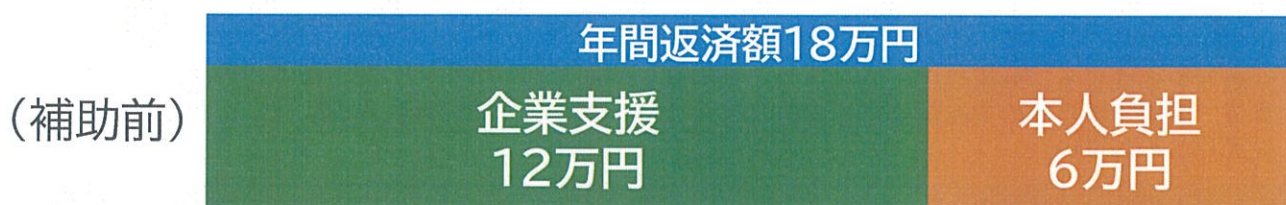
企業の人材確保と定着を支援します！

兵庫型奨学金返済支援事業

県内中小企業の人材確保と若者の県内定着・経済的支援を図るため、企業への補助だけでなく従業員個人への補助も含めた新しい奨学金返済支援制度を創設しました。人材確保における企業PRのひとつとして、また、従業員の福利厚生としてなど、ぜひご活用ください。

【モデルケース】

年間返済額18万円で、その3分の2を企業が支援している場合



新しい制度を活用することで
本人負担が0円になるよ！



支給要件など制度の詳細は裏面をご覧ください

実施主体



申請・問い合わせ先

一般財団法人兵庫県雇用開発協会
☎ 078-362-6583

申請手続き・申請様式

<https://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/pages/78/>



基本的な支給要件

補助額

(企業向け)

1. 年間返済額の3分の1の範囲
2. 手当等の年間支給額(申請年度の4~2月支給分)の2分の1
3. 上限6万円/人・年

(従業員向け)

1. 年間返済額の3分の1の範囲
2. 年間返済額から手当等の年間支給額を差し引いた額
3. 上限6万円/人・年
 ※企業の年間支給額が年間返済額の3分の2未満の場合は従業員向け補助は対象外となります
 ※年間返済額が18万円以上かつ企業の年間支給額が12万円以上の場合は、補助対象となります

補助対象企業

1. 本社が県内にある中小企業及び京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象中小企業(京都府本社に限る)の県内事業所
2. 下記の補助対象従業員に対して、奨学金返済負担軽減制度を設けていること

補助対象従業員

- 対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす者
1. 正社員である者
 2. 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
 3. 申請時点で当該企業に就職後5年以内の者
 4. 申請時点で県内事業所に勤務する者
 5. 30歳未満の者(申請年度末時点で29歳以下の者)

補助期間

対象従業員1人につき、最長5年(就職5年目の者であれば、補助期間は最長1年)

※年間返済額：補助金の交付申請をする年度に、補助対象従業員が(独)日本学生支援機構に返済する額のこと
 ※手当等：各企業で定める奨学金返済負担軽減制度に基づいた従業員への支給金

申請前の準備

補助を受けるためには、奨学金返済中の従業員を支援する社内制度の導入が必要です。

- ・個別規程を作成する、就業規則に盛り込む、福利厚生制度として運用する等の様々な方法があります。
- ・従業員に対する手当等の支給額や支給方法(毎月払い、ボーナス時一括払い等)は、企業において自由に設定してください。

補助金額の考え方

対象従業員の年間返済額や企業から対象従業員に支給される手当等の額に応じて、補助額を決定します。

- ・他の奨学金返済支援制度を利用する場合は、年間返済額から他の制度の補助額を差し引いて補助額を算出します。ただし、兵庫県の補助が前提条件の他の制度を併用する場合は差し引くなどの調整はしません。

例) 従業員の年間返済額が18万円の場合

企業の年間支給額 12万円のケース	年間返済額18万円	
	12万円→6万円 (企業負担)	12万円(本人負担0円) ※企業負担6万円+本人負担6万円の県補助

(年間返済額の3分の2以上)

企業の年間支給額 10万円のケース	年間返済額18万円	
	10万円→5万円 (企業負担)	5万円(企業負担の県補助)
		8万円(本人負担) ※企業の年間支給額が要件を満たさないため本人負担への補助なし

(年間返済額の3分の2未満)

問合せ先

(一財)兵庫県雇用開発協会
 〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階
 電話 078(362)6583
 受付時間 平日9時~12時、13時~17時